

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事（受注者希望型）の実施方

法について

令和8年9月
近畿中国森林管理局

1 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事（受注者希望型）について

「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領等について」により、対象工事については、工事内容、省人化建設機械（チルトローテータ）の普及状況等を勘案して発注者が決定し、入札公告等において明示します。

具体的な対象工事については、入札説明書等の工事概要に、「本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。」を記載のうえ掲載します。

2 適用時期について

令和8年10月1日以降に入札公告する森林土木工事から適用しますので、近畿中国森林管理局ホームページにてご確認ください。